

扶桑東小学校 いじめ防止基本方針 (行動計画)

R 8. 4月

1 はじめに

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長以下、全教職員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- 以下の事案を委員会で取り上げ、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

(ア) 担任の観察からの事案

(イ) 全校児童を対象に行う心のアンケート、いじめのアンケートの結果からの事案

(ウ) (イ)以外で、児童やその保護者からの訴えから、担任が委員会に挙げるべきと判断した事案

② 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- 心のアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策の実施に努める。

③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- 事案への対応については、適切なメンバーを構成し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

① 学級経営の充実

- 児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
- 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。

- ・ 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。

② **授業**における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・ 「楽しい授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

③ **道徳・学級活動**

- ・ いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
- ・ 話し合い活動を通じ、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムやソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し学習する。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

④ **学校行事・児童会活動**

- ・ 子どもたちが挑戦することで達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し実施する。
- ・ 児童が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を進める。

(2) いじめの早期発見の取組

① 教師と児童との日常の交流

- ・ 日記や教育相談、放課や昼放課、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。

② 複数の教員による関わり

- ・ 多くの教師がさまざまな教育活動を通して子どもたちに関わることにより、発見の機会を多くする。

③ アンケート調査

- ・ いじめも含めた「教育相談」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。
- ・ アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

④ 教育相談を通じた把握

- ・ 定期的な面談の実施や、児童が希望をする時には面談ができる体制を整える。
- ・ 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

⑤ 関係機関の周知

- ・ 関係機関（いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
- ・ 関係機関の連絡先を配付物やポスター、ホームページ等で繰り返し周知する。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、組織的に対応する。

- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局とも連携して行う。

4 重大事態への対応

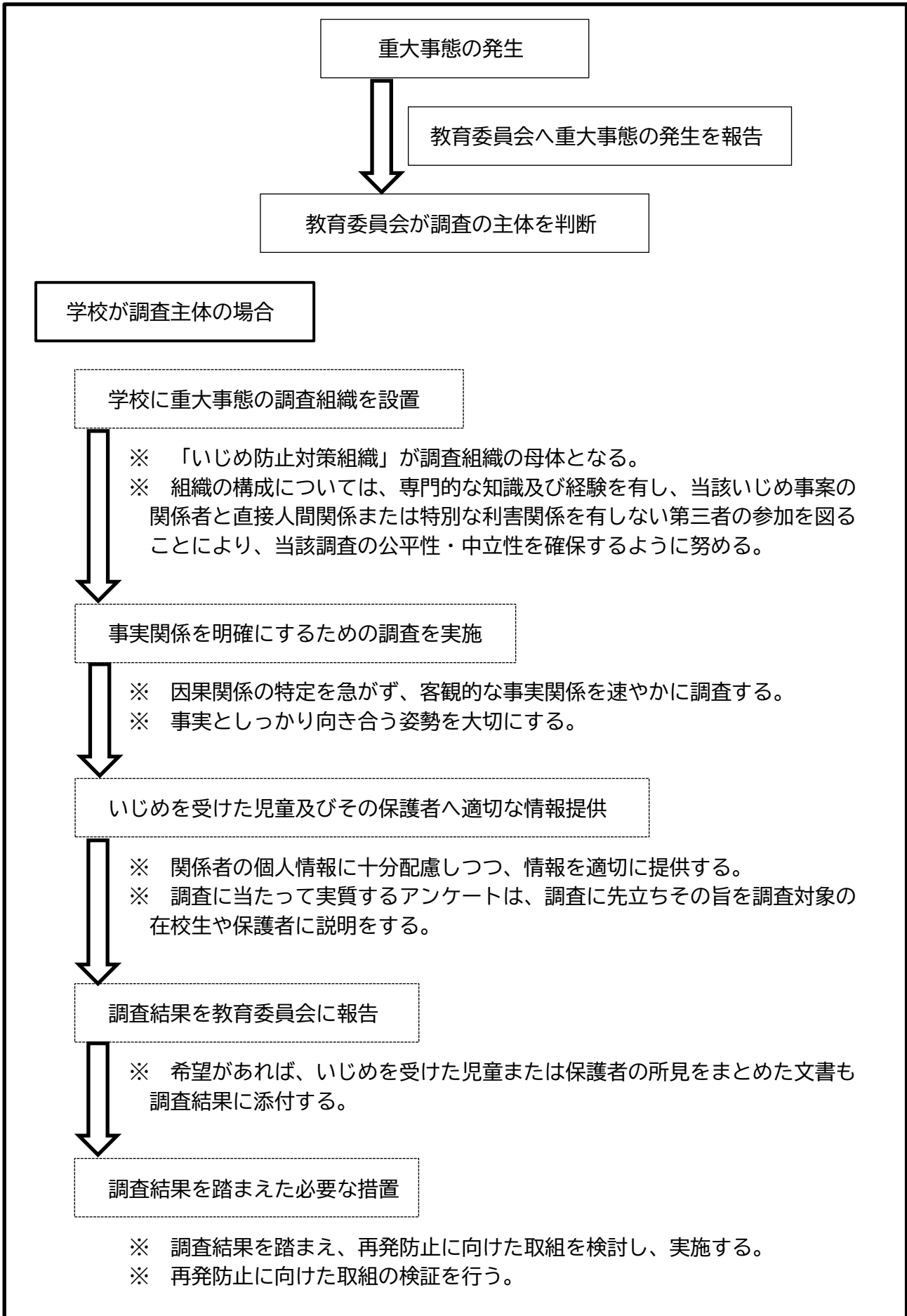
- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、臨時に「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

※ 重大事態とは、「いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態。及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されている（いじめ法第28条第1項）。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを12月に実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

【重大事態対応フロー図】



<取組の年間計画>

	いじめ不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容の確認 ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○要支援・配慮児童情報交換会 ○SC、SSWの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導(心と体の成長) ○ペア交流会①	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○発育測定	○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○授業参観 ○スクールガード情報交換会
5月	○第1回いじめ不登校対策委員会	○あいさつ運動	○ハートウィーク(教育相談週間)	○第1回学校運営協働協議会
6月	○アンケート結果の検証 ○ハートウィーク後の情報交換	○あいさつ運動 ○ペア交流会②	○アンケート調査	○授業参観
7月		○あいさつ運動 ○薬物乱用防止教室(6年)		○個人懇談会 ○第1回民生委員・児童委員協議会
8月				○第1回学校保健委員会
9月		○あいさつ運動 ○保健指導	○発育測定	○芸術鑑賞会
10月	○第2回いじめ不登校対策委員会	○あいさつ運動 ○情報モラル指導(6年)		○運動会 ○PTA環境整備 ○第2回学校保健委員会
11月	○ハートウィーク後の情報交換	○あいさつ運動 ○赤い羽根募金活動 ○ペア交流会③	○ハートウィーク(教育相談週間) ○アンケート調査	○第2回学校運営協働協議会
12月	○アンケート結果の検証	○あいさつ運動 ○人権週間への取組		○のびっ子発表会(学習発表会) ○スクールガード情報交換会 ○個人懇談会
1月	○アンケート結果の検証	○あいさつ運動 ○保健指導 ○ペア交流会④ ○大縄跳びフェスティバル	○発育測定 ○アンケート調査	○第2回民生委員・児童委員協議会 ○保護者への学校評価アンケート ○大縄跳びフェスティバル
2月	○第3回いじめ不登校対策委員会	○あいさつ運動 ○授業参観 ○感謝の会(6年) ○6年生を送る会		○授業参観 ○感謝の会(6年) ○6年生を送る会 ○第3回学校運営協働協議会
3月	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○あいさつ運動		
通年	○校内のいじめに関する情報の収集、共有 ○対応策の検討 ○ケース会議の実施	○全校集会の校長講話 ○全校集会の生徒指導講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○情報モラル指導 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○日記指導	○スクールガードによる見守り活動 ○保護者による交通当番 ○読み聞かせボランティア ○学校協働活動推進委員によるボランティア活動

